

(裏)

(注)

- 1 「世帯構成員」とは、未熟児本人と生計を一にしている者をいいます。
- 2 「未熟児の属する世帯構成」の欄は、未熟児本人を含めて、世帯構成員全員について記入してください。
- 3 「扶養義務者」とは、父母、祖父母、養父母その他の直系血族および兄弟姉妹ならびに家庭裁判所の審判で扶養の義務を負わされた伯父、伯母等をいいます。
- 4 「世帯外扶養義務者」の欄は、世帯構成員以外の扶養義務者で現に未熟児本人を扶養しているものについて記入してください。
- 5 *の欄は、記入しないでください。
- 6 「備考」の欄は、世帯構成員のうち、未熟児本人以外の児童が療育の給付または補装具の交付もしくは修理を受け、または受けることが決定しているときに、その旨を記入してください。
- 7 この世帯調書には、未熟児本人および扶養義務者について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める証明書を添付してください。ただし、扶養義務者で18歳に満たないものは、未就業であれば証明書は不要です。
 - (1) 現在、生活保護法の規定による被保護者である場合 被保護者であることを証明する居住地を所管する福祉事務所長の証明書
 - (2) 市町村民税が課税されていない場合又は免除されている場合 市町村民税が課税されていないこと、又は免除されていることを証明する市町長又は市町村民税の特別徴収義務者の証明書
 - (3) 前年度分（不明のときは、前々年分）の所得税が課税されていない場合 所得税が課税されていないことを証明する税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書および市町村民税の均等割が課税されているか、又は所得割も課税されているかどうかを明らかにした市町長の証明書
 - (4) 前年分（不明なときは、前々年度）の所得税が課税されている場合 所得税の課税額について証明する税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書